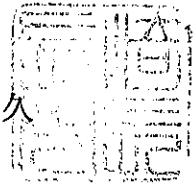


長崎市告示第 51 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により指定区域を指定するので、同条第 2 項の規定より公示する。

令和 2 年 2 月 2 日

長崎市長 田上 富久



1. 指定区域の内容

整理番号	整-R1-1
指定年月日	令和 2 年 2 月 2 日
指定番号	産-4号
指定区域の所在地	(旧処分場である管理型産業廃棄物最終処分場) 長崎市蚊焼町 4 2 5 7 番 1 (別添平面図のとおり)
埋立地の区分	廃止の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地

※ 指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手方法及び着手予定日等の事項を長崎市に届け出ること。

2. 指定区域台帳の閲覧

指定区域の詳細については、指定区域台帳で確認すること。

【指定区域台帳の閲覧場所及び時間】

長崎市環境部廃棄物対策課（長崎市役所庁舎別館 4 階）

午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

（ただし、長崎市の休日を定める条例（平成 5 年長崎市条例第 35 号）

第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除く。）